

統合幕僚学校の服装に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

改正 平成22年3月26日統合幕僚学校達第4号
平成23年3月28日統合幕僚学校達第4号
平成28年8月4日統合幕僚学校達第4号

統合幕僚学校の服装に関する達

(目的)

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）に勤務する職員の服装に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 学校に勤務する職員の服装は、この達で定めるもののほか、自衛官においては、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）等によるものとし、また、各自衛隊の規則を準用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 学校に勤務する自衛官（学生を除く。）及び事務官等をいう。
- (2) 制服等 自衛官の制服及びき章をいう。

(制服等の着用心得)

第4条 職員は、関係規則の定めるところに従い、制服等（事務官等においては相応しい服装）を着用し、服装及び容儀を端正にし、規律及び品位を保つように努めなければならない。

(服装)

第5条 通常の業務における服装は、次に掲げるものを原則とする。

- (1) 自衛官においては常装又は作業服装
- (2) 事務官等においては相応しい服装

(制服等の着用期間)

第6条 自衛官の制服等のうち、夏・冬制服の着用期間については、その都度総務課長から通知するものとする。

(氏名札の着用)

第7条 職員は、附図に示す氏名札を着用するものとする。ただし、特に指示する場合はこの限りではない。

(識別帽)

第8条 着用場所は自衛隊の施設内とする。ただし、訓練、演習に参加する場合及び災害派遣等の宿営地については、自衛隊の施設内に準ずる場所として着用することができるものとする。

2 米軍施設内は、自衛隊の施設内に準ずる場所として着用することができるものとする。

3 上記の場合、いずれも威儀を正す必要のある場合を除くものとする。

(行事等の服装)

第9条 職員が他機関等の行事等に参加する場合は、当該行事で示される服装に従うものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

1 この達は、平成22年3月26日から施行する。

2 平成18年統合幕僚学校第9号第7条別紙で定める氏名札（旧氏名札）は平成23年3月31日まで着用することができる。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

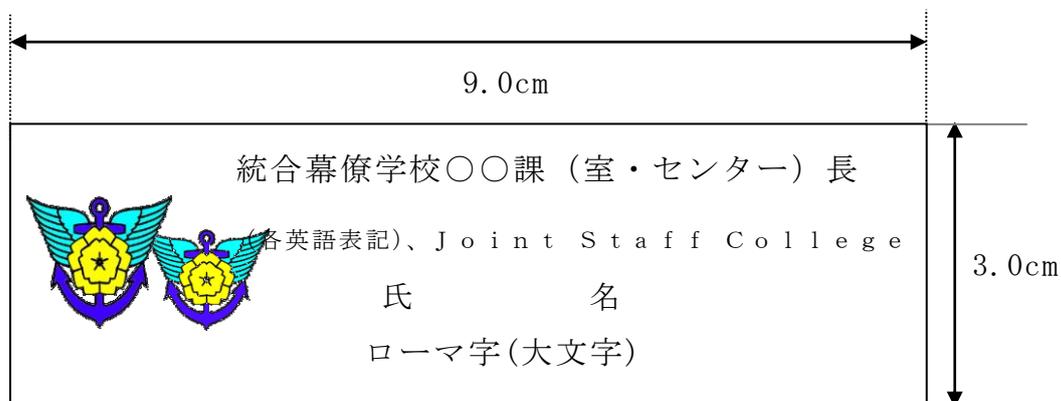
附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

付図（第7条関係）

常装及び事務官等の服装に着用する氏名札

1 形状



※ 学校長、副校長及び副官は、それぞれ「学校長」、「副校長」、「副官」と表示する。

上記によるほか、他の職名についても表示することができる。

2 材質

合成樹脂

3 色

台地・・・黒色

文字・・・白色

4 着用位置

(1) 自衛官

右胸（氏名札の下端部が右胸ポケットの上端部にかかる位置（ポケットのない場合は、これに相当する位置））とする。ただし、右胸に部隊章を着用している場合は、氏名札の上端部が右胸ポケットの上端部にかかる位置とする。

(2) 事務官等

左胸（氏名札の下端部が左胸ポケットの上端部にかかる位置（ポケットのない場合は、これに相当する位置））とする。